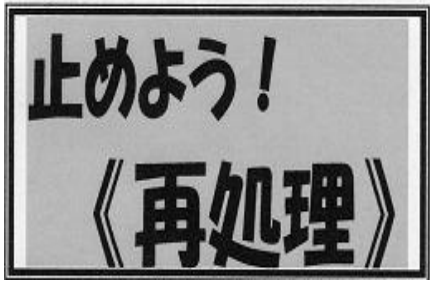
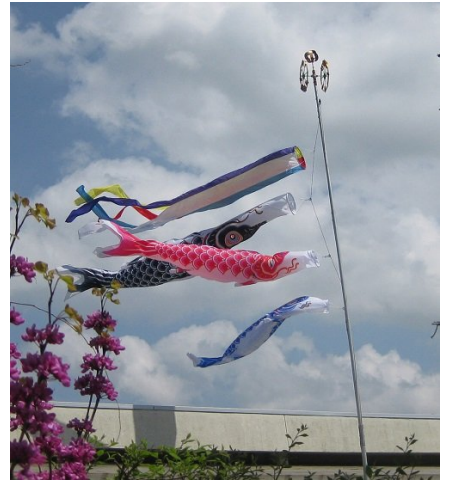


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理／岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2015(平成27)年
 5月13日
 第154号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

《鯉のぼり大作戦》4年めへ



盛岡市内幼稚園の鯉のぼり

六五日めの鯉のぼり
 二〇一二年五月五日、北海道泊原発が停止して日本中の原発が一基も動かない、安全への第一歩の日が始まりました。途中、広範な反対の声を押し切って福井県大飯原発の再稼働がありました。昨年九月一五日に停止しました。
 これで、日本の原発が全て停止している日数は、今年の五月五日で六五二日め、七月二二日で七三〇日め、丸二年間になるうとしています。
 『原発なくても電気は充分足りる!』は誰の目からも明らかにになりました。子ども達の未来のために『危険へのUターン』は決して許されません。

再処理工場の大事故防止を質す

川田龍平参議院議員 質問主意書を提出し 政府答弁書を受けとる

川田龍平参議院議員は三月二日、当会とも連携して六カ所再処理工場の事故防止、安全確保について安倍晋三内閣総理大臣宛質問主意書を提出しました。川田議員は一月三〇日、参議院議員会館で開催された市民による要望書提出集会の主催議員として尽力戴きましたが、原子力規制庁など政府側担当者の回答は不十分、かつ説明不足でしたので、議員は第一八九回国会における質問主意書として三件に分けて提出しました。政府答弁書は三月一日川田議員のもとに届きましたが、内容はやはり不十分と言わざるをえません。主な質問事項と政府回答について報告します。
 (まとも尚・永)
 *当会ホームページ《再処理／岩手の環境》にこの質問主意書と答弁書全文、およびコメントが掲載されています。

質問主意書 その1

再処理工場からの高濃度のトリチウムの海洋放出

原発には放射性物質の濃度規制があるが再処理工場にはなく、福島事故汚染水の十一万倍のトリチウムが流された。

福島第一原発地下水バイパス排水について「東京電力と福島県漁連の海洋放出運用基準」では、トリチウム濃度の上限を「二五〇〇ベクレル/リットル」とした。しかし六カ所再処理工場アクティブ試験では一億七千万ベクレル/リットルの高濃度トリチウムを大量に流した日があった。稼働を始める年間八〇〇トの使用済み核燃料を再処理し、トリチウム

環境基本法による放射性物質環境基準を急ぎで整備せよ

《主な質問事項》

①福島第一原発事故汚染水と六カ所工場排水の濃度規制基準の違いについての政府見解。②「再処理工場放射性物質放出廃水濃度規制」を早急に実施すべきだ③

海洋環境アセスメントを行うべきだ。④下北・三陸漁業者の意見聴取を行い、放出放射能濃度規制に関わる協定を締結するべきである。

海の環境破壊が視野に！

《政府答弁書の内容》

◆六カ所工場のトリチウム濃度は「海洋放出前の」濃度であり、福島原発事故地下水バイパスのトリチウム濃度は「(海への放出でなく)建屋に流入する前の濃度」であるから、単純に比較出来ない。◆(陸上の)再処理施設周辺の住民の被曝が年間1ミリシーベルト以上にならないようにモニタリングをし国に報告している。◆(アセスメントについて)事業者は建設時に地域環境などへの影響調査をし青森県に報告した。◆日本原燃と漁業者との協定は両者間で判断するものと考え



書意の質問 その2

再処理工場の重大事故防止と新規制基準適合審査

再処理工場で事故が起これば、巨大事故に繋がる。新規制基準とその審査は事故を防ぎ得る内容か？

再処理工場には高レベル放射性廃液と使用済み核燃料が冷却貯蔵されている。その量は、桁外れに大きな数字で、万が一重大事故が発生すれば国内外に壊滅的な放射能汚染被害をもたらす。原子力規制委員会では「絶対に事故を起こしてはならない」覚悟のもと、厳密な審査を行い、政府はその責任と義務を果たすべきだ。

東海再処理工場の安全確保

一九七六年西ドイツ政府は「再処理工場で高レベル放射性廃液の冷却が完全停止すれば全人口の半分の三〇〇〇万人が死亡する」というシミュレーションを行った。二〇〇九年ノルウェー政府も英国再処理工場事故のシミュレーションを行い、高レベル放射性廃液の早急な固化を英国に要請した。

日本の原子力規制庁は、シミュレーションは「政府としては行ってないが事業者が行っている」と回答した。

《主な質問事項》

①放射能汚染シミュレーションを広く国民に公開すべきだ。②六カ所工場の全長一三〇〇キロメートルのパイプラインはどのように点検し管理されているのか③十和田火山群の爆発による火砕流対策はどうか。下北沖大陸棚外縁断層に連動する最大M8の地震に対して設計基準が低過ぎる。④東海再処理工場は海抜約六メートル。大津波が来ても貯蔵されている高レベル放射性廃液は防護出来るか⑤再処理工場緊急時計画区域は半径5キロメートルになっているが狭すぎる。⑥原子力規制委員

受けていた者がいる。⑦アメリカ原子力規制委員会の公式ホームページトップ画面に「国民と環境を守る」と表示している。見習うべきである。

火山噴火や地震について 現在適合審査中

《政府答弁書の内容》

◆再処理の新「事業指定基準規則」で、高レベル廃液が沸騰するなど重大事故の発生および拡大を防止するための設備が有効に機能するかどうか確認することとなり、同時に連鎖的発生についても想定評価する事になっている。◆再処理工場の施設維持に關しては原子炉等規制法により、毎年一回検査を行っている。◆八甲田火山群や六カ所周辺の断層地震について規制委員会において現在適合性審査中である。◆東海工場への津波が高レベル廃液タンクに与える具体的事象について評価していない。敷地内高台への電源車配備や電源の多重化を行っている。◆核燃施設の事故を防護する「最後の手段」を新規制基準に規定

し、審査するべきという点については、現在適合審査を行っていることから、現時点では答えられない。◆緊急時計画区域の半径5キロメートルについては見直しと防災計画範囲を検討することとしている。◆指摘の委

書意の質問 その3

高レベル廃液の危険対策とアクティブ試験の審査

再処理工場高レベル廃液のガラス固化と、アクティブ試験の進捗状況を問う。

員に金銭の授受があったことは承知しているが同条の規定に抵触するものではない。◆原子力規制委員会として安全性の追求に終わりはなく更なる安全性の向上に努める。

東海再処理工場の安全確保

《主な質問事項》

①原子力研究開発機構は2年前、東海再処理工場の高レベル廃液の「潜在的ハザード」低減のため「ガラス固化」の必要性を提起した。その進捗はどうか。②ガラス固化試験を内容とするアクティブ試験第五ステップの審査と試験全体の審査が終了してから、新規制基準審査を申請するのが順序ではないか。 ◆東海再処理工場では平成二七年度中にガラス固化処理を開始する予定である。◆六カ所工場の高レベル廃液は約二二三立方メートル。放射性核種はルテニウム106、アンチモン125、セシウム134(六種言及)など。沸騰と水素爆発に至る時間は各々一日、三五時間程度と評価している。◆六カ所工場の「ガラス固化計画」について承知していない。新型炉への変更申請はまだ出されていない。◆アクティブ試験ガラス固化について報告書が提出されたが、新基準適合審査を優先している。

再処理工場の安全確保 《政府答弁書の内容》